

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画素案 県民意見提出手続（パブリックコメント）の意見と対応

（静岡県障害福祉課）

- 1 意見募集期間 令和2年12月28日（月）から令和3年1月25日（月）まで
- 2 意見件数等 3人の方から11件の御意見をいただいた。
- 3 意見区分等

区 分		内 容	件 数
A	御意見を踏まえて案を修正する	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正する場合	0件
B	御意見の趣旨を踏まえて取り組む	案の修正はしないが、御意見を踏まえて取り組む場合	3件
C	業務の参考とする	現時点では意見を計画や取組に反映することは困難だが、今後の参考とする場合	3件
D	原案のとおりとする	計画の修正に関わる意見だが、修正せず原案のとおりとする場合	2件
E	計画に記載済み	計画への記載についての意見だが、既に記載してある場合	3件
計			11件

4 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方
1	P4 I 計画策定の趣旨等 4 ギャンブル等依存症とは	ギャンブル等の等が曖昧に感じました。 アルコール依存症・薬物依存症とはっきりと謳った名称があるのにギャンブル依存症だけが等とつくのは疑問である。 静岡県としてギャンブル依存症対策推進計画とはっきりとした名称で計画の推進を行うべきではないだろうか。	D ギャンブル等依存症対策基本法第2条において、「ギャンブル等」とは、「法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。」と定義されております。 「等」は「ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」を指すもので、曖昧な表現ではなく、明確に法的に定義付けされており、本計画においても同様の表現を使用しております。

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方
2	P4 I 計画策定の趣旨等 4 ギャンブル等依存症とは	<p>ギャンブル等の 等 とは何を指しているのか判りません。</p> <p>ギャンブル依存症の方が、外の依存症と重複していると言う意味でしょうか。それとも、DV 貧困が有るという意味なのでしょうか。</p> <p>もしそうでしたら、ギャンブルに係わる問題としてきちんと明記した方がいいと思います。</p>	<p>D</p> <p>ギャンブル等依存症対策基本法第2条において、「ギャンブル等」とは、「法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。」と定義されております。</p> <p>「等」は「ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」を指すもので、曖昧な表現ではなく、明確に法的に定義付けされており、本計画においても同様の表現を使用しております。</p>
3	P5～P8 II 本県のギャンブル等をめぐる状況	<p>設問により、また数値の見方により、数値解析により数値化が実際に即したものに、現場にあったものになっているか、問題の把握になるのか問われると思います。</p> <p>いかなるものも、現場・実際対応している人たちが納得でき次につながるようにし、問題点があぶりだされ、具体的な方策のたたき台になるモノにしていきたいと思います。</p>	<p>E</p> <p>本計画においては、国の統計調査や関係事業者の公式ホームページ等、信用できる情報からデータを引用し、本県にて図表やグラフに活用しております。</p> <p>今後も実態の把握に努め、本計画により、ギャンブル等依存症の方やその御家族への実効性ある支援に取り組んでいきます。</p>
4	P16 V 基本的施策 1 発症予防 (1) 正しい知識の普及啓発	<p>アルコール依存症の啓発活動もそうですが、(1, 2)で掲げている事を、いかに具体的にすることがポイントだと思います。</p> <p>断酒会では、SBIRTS*を普及しようとしていますが、拠点病院以外の医療関係者(医師・看護師等)、警察・消防署、介護関係者、教育関係者(学校)には薬物についての授業があります。また、ソーシャルワーカーが配置されています。</p> <p>以上の人達への、橋渡し役を誰がするのか、具体的決まっていないと、いくら指定病院や自助グループがあがいても、文章だけの作文になる可能性がおおいにあるとおもいます。</p> <p>*SBIRTS とは、依存症の早期発見から介入、専門医療での治療を経て、自助グループに連結することで一連の医療の流れを確立するもの。</p>	<p>B</p> <p>本計画では、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において、行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関の役割を整理し、相互の情報共有や協力により適切な相談や治療、回復支援までつなげる地域の連携体制を構築することとしました。</p> <p>ギャンブル等依存症が疑われる場合の橋渡し役について、本計画においては、精神保健福祉センターや保健所、消費生活センター、事業者の相談窓口等が想定されますが、実際の相談の場面では様々なケースがあることから、御意見を踏まえて、関係機関の相互の情報共有や協力が円滑に行われるよう、取り組んでいきます。</p>

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方
5	P17 V 基本的施策 1 発症予防 (2)教育の振興 等	アルコール依存症もそうなのですが、当事者、家族がもっと教育現場で体験談を話すことが良いと思っている。保護者にもご参加いただくことで、家庭内で起こっていることを表面化し易いのではと思う。 (実体験が一番心に響くと思うし、保護者の方が声を上げやすいのではないか。)	C 令和4年度以降、新高等学校学習指導要領の中に、依存症を含む精神疾患が取り上げられることとなっております。 本計画では、まずは、指導側の教員を養成することとしており、学校における指導内容として、御本人や御家族を講師としてお招きし、お話を伺うことについては、今後検討させていただきます。
6	P18 V 基本的施策 1 発症予防 (2)不適切なギャンブル等への誘引防止	パチンコのチラシや広告を減らす。 公営のものも、都会では駅などに堂々と大きな看板がある。見るだけで、脳へのスイッチが入る。	E 本計画では、公営競技事業者やパチンコ営業者が広告・宣伝を行う際、法律やメディア側の基準に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならないものにとしました。
7	P20 V 基本的施策 2 進行予防 (1)相談支援の充実	本人から治療したいとの相談は少ない。多くは一番困って悩んでいるのは家族である。その家族がどこに相談すればいいのか解らないといった声を聞く。相談に行くことはとても勇気がいることである。相談しやすい窓口の拡充が必要とされることであり、県民だよりへの掲載や静岡県ホームページでの解りやすいサイト移動の掲載などが必要であると考え。	B 本計画では、精神保健福祉センターや保健所等を中心として、ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できるよう、ホームページ等を活用し県民に広く周知を図ることとしています。 また、広く県民を対象とした講演会等を実施し、家族がギャンブル等依存症に対する理解を深め、適切な支援窓口に円滑につながるような支援することとしています。 御意見を踏まえ、県民だよりや県ホームページを活用した相談機関等の分かりやすい情報発信を行うとともに、関係機関とも連携して相談しやすい窓口の充実に努めていきます。

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方
8	P20 V 基本的施策 2 進行予防 (1)相談支援の 充実	本人より、家族の方が深刻に捉えていると思うので、家族支援を最重要だと思ってもらえると嬉しい。 服部病院では、ギャンブルの家族会があると思うので、連携は出来ないのか。最近では、全国に家族のための支援団体があるので、そちらとも連携していただけたらと思っている。	B 本計画では、ギャンブル等依存症である者やその家族等に対しては、関係機関による相談会を行うほか、自助グループによるミーティング等の活動へつないでいくこととしました。 家族の会との連携については、御意見を踏まえて取り組んでいきます。
9	P25 V 基本的施策 1 多重債務問題等への取組 (1)多重債務問題への取組	家族が、借金の肩代わりをしない。一回でも支払えば、ずるずるといくと思う。 相談は早ければ、早いほうがいい。 借金の問題が、出たときがチャンスだと思う。すぐに、行政でも弁護士でも相談に乗ってくれそうな所に相談する。	E 本計画では、多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センターや弁護士会、司法書士会等において相談に応じるとともに、ギャンブル等依存症に関する相談窓口の周知に努めることとしています。
10	P26 V 基本的施策 5 基盤整備 (2)人材の確保	ギャンブル依存症の自助グループは基本、本人だけで構成され、所謂AA方式*でミーティング行われている。当事者本人の貴重な回復体験談が聴ける場所である。 研修会等で専門知識や相談支援を学習するのも大切だが、当事者ミーティングに出席して実際にギャンブル依存から回復している当事者本人の姿や体験談を自らの目、耳で聴くことが最大の対処方法取得に繋がる。 ※自助グループはある障害を持つ者同士が互いに励ましあいながら、その障害を様々な形で克服していくための集団のこと。自助グループの原型は、米国で1930年代に設立されたアルコール依存症者による「AA（アルコホーリクス・アノニマス）」であり、AA方式と呼ばれている。	C ギャンブル等依存症である当事者によるミーティングへの出席は、相談支援者にとっても貴重な経験となります。 本計画では、相談支援者に対する研修を実施し、人材を確保することとしています。 御意見については、研修プログラムの一環として盛り込めるか検討させていただきます。

番号	該当部分	御意見の内容	県の考え方
11	P28 VI 推進体制	<p>依存症に関していくつかの部会に分かれています。</p> <p>それぞれの依存症について、部会ごとに人数を配置し、その部会に地域で実際活動している人も来て頂き、具体的な問題点を話し合われないと、実際に役立つ方策にならないとおもいます。</p> <p>県の各部会委員が、各地域に出向いて、具体的な実践例・課題を聞き、県に持ち帰り、方策を考えることも方法だと思えます。</p>	<p>※本県では、静岡県依存症対策連絡協議会の部会として、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会、静岡県アルコール健康障害対策連絡協議会があります。御意見については、ギャンブル等依存症対策連絡協議会に関するものと存じますので、同協議会について回答させていただきます。</p> <p>C 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員は、地域で実際に活動し、地域の実情を把握された当事者、医療機関、関係事業者、行政機関等の代表者の方々であり、同協議会では、具体的な実践例・課題を踏まえた御意見を何うよう努めております。</p> <p>なお、協議会委員が、各地域に出向くことにつきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>